

質屋の質物保管設備の基準

(昭和25年7月7日岩手県公安委員会告示第5号)

質屋営業法第7条の規定に基づき、質屋の質物保管設備の基準を次のように定める。

第1条 質物の火災、盗難及び鼠害、虫害等の被害を予防するため、必要な保管設備の基準を定める。

第2条 質物の保管設備は、次の各号の基準によらなければならない。

- (1) 保管設備の外、周壁体が、コンクリート、砂壁、亜鉛引鉄板等の不燃質耐火性の倉庫、土蔵若しくは、これに準ずる不燃質の建物とする。
- (2) 採光、喚起に必要な窓若しくは、換気孔を設け、且つ、鉄格子及び金網を設け更に密閉し得る不燃質の扉を設ける。
- (3) 出入口の扉には、堅牢な錠前を取り付ける。

第3条 建築物の一部を保管場所に使用する場合は、明らかに他の用途に用いる部分と区別し、保管場所の構造は前条各号の基準によらなければならない。

第4条 特別の事情により前2条に定める設備の基準により難しいものは、公安委員会の承認を得なければならない。

第5条 設備の基準は常に、これを維持し設備を変更するときは、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この基準は公示の日から施行する。
- 2 現に許可を受け、営業中の者の保管設備がこの基準にそわないものは、施行の日から6ヶ月以内にこの基準に達するように必要な措置をとり公安委員会の承認を得なければならない。